福岡県伝統工芸品魅力・情報発信事業 質問書に対する回答

	仕様書ページ 公募要領ページ等	質問内容	回答
1	仕様書 P1 4.業務内容 (1)IGアカウント(「福岡伝統工芸ファンクラブ」(仮称))の運営	ファンクラブのターゲットはあるか。(県外・県内などの指定はあるか)	ターゲットとして、伝統工芸品に関心のある10～50代(特に女性)を想定しています。 インスタグラムのフォロワーをファンクラブ会員と位置付けるため、国内外の方がターゲットとなり、県外・県内の指定はありません。
2	仕様書 P1 4.業務内容 (1)IGアカウント(「福岡伝統工芸ファンクラブ」(仮称))の運営	インスタグラムの投稿について、伝統工芸品・各産地のリストの提供はあるのか。	提供いたします。
3	仕様書 P1 4.業務内容 (1)IGアカウント(「福岡伝統工芸ファンクラブ」(仮称))の運営	インスタグラムアカウントは、事業期間である令和6年度の運用後、継続的に運用をご依頼いただく可能性はあるのか。	・来年度も事業を継続したいと考えております。 ・ただ、来年度の状況によっては、事業を実施しない、または一部変更して実施することがあります。 ・県の設定する要件を満たす場合には、令和7年4月1日以降、公募によることなく、今回の企画提案公募で選定した事業者に事業を委託することがあります。
4	仕様書 P1 4.業務内容 (1)IGアカウント(「福岡伝統工芸ファンクラブ」(仮称))の運営	「フォロワー増加につながる効果的な取組を行うこと。」について、インスタグラム広告の実施・運用も可能なのか。可能な場合、広告費は変更対象となるのか。	インスタグラム広告の実施・運用も可能です。運用される場合は、広告費も委託額の範囲内でご対応ください。
5	仕様書 P2 4.業務内容 (2)産地訪問ツアーの実施	ツアーの運営に関して、「旅程管理主任者資格」は必須となるのか。必須である場合、グループ参加の構成員とすればよいか。	ツアー運営に関しましては、「旅程管理主任者資格」は必須となります。 グループ参加の構成員としていただければ構いません。
6	仕様書 P2 4.業務内容 (2)産地訪問ツアーの実施	参加者から3,000円程度徴収するとなっているが、旅費の不足分は事業費から補填するのか。	参加者から徴収する3,000円程度の参加費は、体験料や講師謝金、見学料等の産地に支払う代金の徴収を想定しています。不足分については、委託額の範囲内でご対応ください。
7	仕様書 P2 4.業務内容 (2)産地訪問ツアーの実施	ツアーの参加費は「3,000円程度徴収」と記載があるが、徴収額の上限はあるのか。	参加者から徴収する3,000円程度の参加費は、体験料や講師謝金、見学料等の産地に支払う代金の徴収を想定しています。したがって、企画するツアー内容によって、体験料等の金額が異なると思いますので、産地にお支払いいただく額が上限となります。
8	仕様書 P2 4.業務内容 (2)産地訪問ツアーの実施	産地訪問ツアーのリストは提供いただけるのか。ツアーでは、参加者の移動費などを別途捻出する必要があるか。	・本公募にて、行程やテーマを含めたツアー内容のご提案を行っていただきたく思っています。そのため、産地訪問ツアーのリストはございません。県内の伝統工芸品産地のリストは提供可能です。 ・ツアーに係る移動費(ツアー出発地から産地まで)は委託額に含みます。参加者のツアー出発地までの移動費は参加者負担です。

福岡県伝統工芸品魅力・情報発信事業 質問書に対する回答

	仕様書ページ 公募要領ページ等	質問内容	回答
9	仕様書 P2 4.業務内容 (2)産地訪問ツアーの実施	ツアーは県内発で造成してよいのか。また、ツアーにおける出発地までの費用負担は参加者負担となるのか。	・県内発のツアー造成をご提案ください。 ・参加者にツアー出発地までに発生する費用は、参加者負担となります。
10	保有個人情報取扱特記事項　P2 第10 従事者への研修	研修は会社が定め実施している個人情報管理研修でよいのか。 再委託先の従事者も研修の受講は必要か。 会社指定などがない場合、県指定或いは推奨の研修を提示してもらえるのか。	・会社で実施されている個人情報管理研修で構いません。なお、研修内容として以下の点にご留意いただければと思います。 ①保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこと。 ②保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うこと。 ・再委託先の従事者も研修の受講は必要となります。 ・県指定の研修はなく、推奨する研修の提示は行っておりません。